

公 営 企 業 局 長
水 道 課 長
下 水 道 課 長 殿
債 権 回 収 担 当 課 長
水 道 関 連 事 業 債 権 担 当 課 長

一般社団法人 日本経営協会
理事長 平井 充則

NOMA行政管理講座開催(ご案内)

**上下水道の債権回収・給水停止・苦情対応
その他トラブルへの実践的対応手法**

～水道事業に関わる民法改正のポイントについても解説！～

<平成30年9月18日(火)・19日(水)>

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

本会事業活動には、平素より格別のご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

地方自治体の水道事業をめぐるっては、喫緊の課題となっている水道料金の滞納を始めとして、設備の老朽化やサービス低下にともなうクレームの増加など、多くの課題が噴出しております。

本セミナーでは、滞納料金に対する債権回収の基本的なすすめ方、給水停止の執行や各種クレームへの対応など、水道事業の現場で発生する様々なトラブルへの実践的な対応のあり方について、豊富な事例をもとにわかりやすく解説いたします。また、水道事業に関わる民法改正についても取り上げ、今後の業務に役立てていただきます。

時節柄公務ご多忙の折とは存じますが、この機会に関係者各位多数のご参加をおすすめ申し上げます。

敬 具

記

(12:30から受付)

日 時：平成30年9月18日(火) 13:00～17:00
9月19日(水) 10:00～16:00

講 師：自治体債権研究会 代表 ぐすい よしゆき
行政対象暴力研究会 副代表 楠井 嘉行氏
楠井法律事務所 弁護士・博士(医学)
自治体債権研究会 行政対象暴力研究会 あかぎ くに お
楠井法律事務所 弁護士 赤木 邦男氏

会 場：NOMA ホール(日本経営協会内専用教室)
(東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8)

受 講 料：会員(1名) 29,000円 } 31,320円
(参加料) 消費税 2,320円
一般(1名) 32,000円 } 34,560円
消費税 2,560円

申込方法：①FAXまたは郵送申込…裏面申込書に必要事項をご記入の上、下記へお送り下さい。

②Web申込…本会ホームページ上の「セミナーお申込ボタン」を押し、必要事項をご入力下さい。

- ・受付次第、参加券および請求書をご連絡担当者宛にお送りいたします。
- ・開催3営業日前までに参加券が届かない場合は、お手数ですがご連絡下さい。
- ・お申込みは開催日の3営業日前までお願いいたします。
- ・本講座は、定員になり次第締め切らせていただきます。

入金方法：参加料は、請求書にもとづき銀行振込にてお納め下さい。領収書は「振込金受領書」をもってかえさせていただきますのでご了承下さい。

キャンセル：お申し込み後、キャンセルされる場合は必ず事前(3営業日前まで)にご連絡下さい。

開催日の3営業日前～前日のキャンセルは受講料の30%、開催当日のキャンセルは100%をキャンセル料として申し受けます。なお、当日までに連絡なくご欠席の場合も、100%のキャンセル料となりますので、あらかじめご了承下さい。

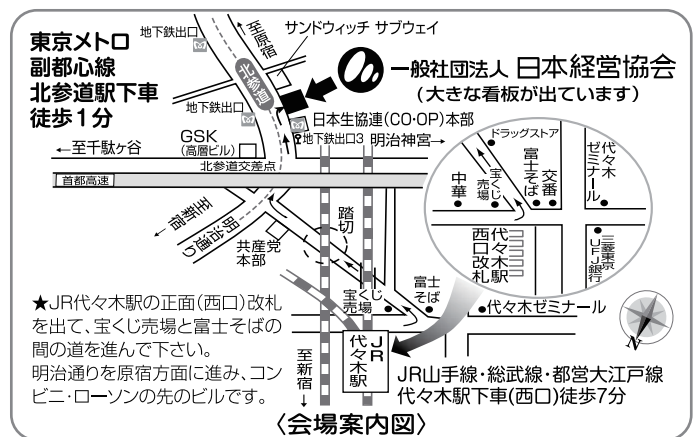
その他：参加者が少数の場合、天災の場合などにおいては、中止・延期させていただく場合があります。

お申込み
お問合せ先



一般社団法人 日本経営協会

(お電話でのお問合せは月曜日～金曜日の9:15～17:15にお願いします)



東京本部 公務研修グループ

〒151-8538 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8

TEL(03)3403-1891(直) FAX(03)3403-1130

URL <http://www.noma.or.jp>

▶プログラム◀

第1 はじめに～水道法・下水道法の要点～

- 1 水道法について
 - ・私債権としての水道料金
- 2 下水道法について
 - ・強制徴収公債権としての下水道使用料
 - ・滞納者の意識の差

第2 水道料金徴収を巡る実務

- 1 滞納発生までについて
- 2 臨戸訪問、呼出、架電等の納付交渉について
 - (1) 架電による交渉
 - (2) 臨戸訪問
 - (3) 臨戸訪問、架電等の際の注意事項
- 3 分納誓約書
 - ・法的効果 ・注意点 ・その後の対応
- 4 最終通告
 - ・記載事項 ・内容証明郵便の利用 ・最終通告の効果
- 5 消滅時効について
 - (1) 消滅時効とは
 - (2) 水道料金債権についての消滅時効期間
 - (3) 消滅時効の中断について
 - (4) 消滅時効の中断事由について
 - (5) 消滅時効期間満了後の債務の承認行為について
 - (6) 催告について
- 6 法的手続～支払督促を中心に～
 - (1) 法的手続に着手すべきか否かの点
 - (2) 法的手続の前の確認事項
 - ・仮差押
 - (3) 法的手続(訴訟)
 - ① 訴訟手続のおおまかな流れ
 - ② 訴状提出後、第1回口頭弁論期日までについての留意事項
 - ③ 第1回(第2回以降含む)口頭弁論における留意事項
 - ④ 判決後の留意事項
 - (4) 支払督促
 - ① 支払督促のおおまかな流れ
 - ② 支払督促のメリット
 - ③ 支払督促のデメリット
 - ④ 支払督促が好ましい具体的な案件、好ましくない具体的な案件
 - ⑤ 支払督促の具体的手続等について
 - ⑥ 支払督促後について
 - (5) その他の法的手続
 - ① 民事調停申立て
 - ② 訴え提起前の和解
 - ③ 公正証書作成

7 強制執行

- (1) 不動産の差押えについて
- (2) 債権差押(金融機関の預金口座)について
- (3) 債権差押(生命保険の解約返戻金債権)について
- (4) 給与差押について
- (5) 財産開示制度について

8 不正使用に対する徴収

- (1) 不正使用の例
- (2) 対処等について
- (3) 不正使用に対する請求、罰則など

9 不能欠損処分について

第3 給水停止について

- 1 はじめに
- 2 給水停止の法的根拠
- 3 給水停止の流れ
- 4 給水停止における留意点
- 5 事例検討

第4 民法改正について

- 1 消滅時効の改正
- 2 連帯保証制度の改正
- 3 法定利率の改正

第5 苦情、クレームへの対応

- 1 はじめに
- 2 断水について
- 3 濁水について
- 4 漏水について

第6 その他諸問題への対応

- 1 メーター交換について
- 2 給水装置の承継の問題
- 3 検針拒否

第7 下水道を巡る諸問題

- 1 はじめに
- 2 下水道料金と関連するその他の債権
 - (1) 受益者負担金
 - (2) 農業集落排水分担金
 - (3) 農業集落排水使用料
- 3 その他の諸問題
 - (1) 下水道使用料未納をもって水道の給水停止が可能か否か
 - (2) 下水道使用料未納をもって下水道の使用を停止(排水の禁止)をすることは可能か否か
 - (3) 水道事業に下水道使用料の徴収を委託することは是非～督促、差押手続
 - (4) 私有地における下水道管の布設
 - (5) 私有地での思わぬ埋設管の問題

講師紹介

くすい よしゆき
楠井 嘉行 氏
自治体債権研究会 代表
行政対象暴力研究会 副代表
楠井法律事務所 弁護士・博士(医学)

昭和55年4月～昭和58年3月 三重県職員。昭和60年弁護士登録。平成17年4月中京大学法科大学院法務研究科講師(公法総合演習担当、現在兼任教授)。平成19年7月から平成27年7月まで三重県人事委員会委員。平成22年10月から三重県立看護大学非常勤講師(法学、平成23年4月より客員教授)、平成24年4月から平成26年3月まで三重弁護士会副会長。津市、亀山市、名張市、志摩市ほか、三重県下17市町の法律顧問をつとめる。
著書:「行政対象暴力Q&A(共著)」(ぎょうせい)
「自治体の債権回収」(公職研) など

あかぎ くにお
赤木 邦男 氏
自治体債権研究会
行政対象暴力研究会
楠井法律事務所 弁護士

平成15年弁護士登録。多くの自治体の委任を受け債権回収業務の指導をはじめ、各種法律相談業務に取組む。

著書:「自治体の債権回収」(公職研)

講座申込み: F A X (03) 3403-1130

60010777 『上下水道の債権回収・給水停止・苦情対応
その他トラブルへの実践的対応手法』参加申込書

30.9/18～19

※NOMA記入

会員 一般(該当欄にレ印)

役所名	電話	()	内線	<ご連絡担当者>	
	F A X	()		所属	
所在地	〒			フリガナ 氏名	
フリガナ 参加者氏名	所属部課 役職名	経験 年数	年 ヶ月	メールアドレス	
フリガナ 参加者氏名	所属部課 役職名	経験 年数	年 ヶ月	<通信欄>	
フリガナ 参加者氏名	所属部課 役職名	経験 年数	年 ヶ月		

申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。

①参加券・請求書の発送および参加者名簿の作成などの事務処理 ②本会主催のセミナー、展示会、通信教育などのご案内

②がご不要の場合はにチェックしてください。—— 不要

(経験年数は、現在の部課での年数をご記入ください)